

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和二年十一月二日

神奈川県選挙管理委員会  
委員長 村上健司

(一) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出  
をした者の氏名

資金管理団体で  
なくなつた年月日

高杉福喜子

石倉幸久後援会

二、八、三〇